

熊本県公報

号外 第15号
令和元年(2019年)
9月25日(水)
(毎週 火・金発行)

目 次

規 則

○熊本県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則…………… (都市計画課) 1

規 則

熊本県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第9号

熊本県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県屋外広告物条例施行規則 (昭和39年熊本県規則第56号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(7) その他知事が必要と認める書類

第3条中「前条第6号に規定する場合にあっては同号」を「次」に改め、「又はその写し」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該更新の申請が、第11条の5第3項に規定する広告物等に関する場合においては、第1号から第4号までに掲げる書類の添付を省略することができる。

第3条に次の各号を加える。

(1) 屋外広告物安全点検結果報告書 (別記第2号様式の2) (申請前3月以内に実施した点検 (条例第13条の2第1項の点検をいう。以下この条及び第11条の5第1項において同じ。)に係るものに限る。)

(2) 点検を行った者が法第10条第2項第3号イの登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者又は第11条の5第2項に規定する者であることを証する書面の写し

(3) 点検 (申請前3月以内に実施したものに限る。次号において同じ。)後の広告物等の全景及び点検項目ごとの広告物等の状態を撮影したカラー写真

(4) 点検の結果、異常があった場合にあっては、当該異常のあった箇所の補修前及び補修後を撮影したカラー写真

(5) 前条第6号に規定する場合にあっては、同号に掲げる書類又はその写し

(6) その他知事が必要と認める書類

第11条の4の次に次の1条を加える。

(点検)

第11条の5 点検は、広告物等の種類及び特性に応じて、基礎部、上部構造、支持部及び取付部の腐食、変形又は緩み、広告板の腐食、破損又は変形その他の項目で知事が別に定めるものについて行うものとする。

2 条例第13条の2第1項に規定する規則で定める者は、前条第1号に掲げる者並びに法第10条第2項第3号イの登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者と同等以上の知識を有すると知事が認める者とする。

3 条例第13条の2第1項ただし書に規定する規則で定める広告物又は掲出物件は、はり紙、はり札等、広告旗、立看板等、広告幕及びアドバルーンとする。

別表第6第2項中「広告物の種類」を「広告物等の種類」に改める。

別記第2号様式の次に次の1様式を加える。

附 則

1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第6の改正規定 公布の日

(2) 第11条の4の次に1条を加える改正規定 令和元年10月1日

(3) 前2号に掲げる規定以外の規定 令和2年1月1日

2 この規則による改正後の第2条の規定は、前項第3号に規定する規定の施行の日（以下「第3号施行日」という。）以後に行われる熊本県屋外広告物条例（昭和39年熊本県条例第66号）第5条又は第6条第4項の規定による許可の申請について適用し、第3号施行日前行われた同条例第5条又は第6条第4項の規定による許可の申請については、なお従前の例による。